

# 特別障害者手当 をご存じですか

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として支給される手当（国の制度）です。

## 1 手当の対象となる方

次の、①から③の条件を全て満たす方が対象です。

- ①著しく重度の障害の状態にある（手帳の有無は問いません。）ため、日常生活において常時特別の介護を必要としている（詳しくは2で説明します。）
- ②在宅である（グループホーム等を含みます。詳しくは、表1をご覧ください。）
- ③20歳以上である

ただし、アからウのいずれかに該当する方は、手当を受給することができません。

- ア 施設に入所している（した）とき（表1をご覧ください。）
- イ 病院、診療所又は介護老人保健施設等への入院が継続して3か月を超えるとき
- ウ 受給資格者の前年の所得が一定の額を超えるとき、若しくは配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当の支給が停止されます。（毎年度所得の審査があります。）詳しくは、3で説明します。

表1

区分	施設の種類
資格喪失となる施設の例	障害者支援施設（生活介護を行う施設）、療養介護を行う病院又は障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、病院・診療所（3か月超入院）、介護療養型医療施設（3か月超入院）、介護老人保健施設（3か月超入院）、介護医療院（3か月超入院）
支給継続する施設の例	短期入所、宿泊型自立訓練施設、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護事業所、婦人保護施設

## 2 手当の認定基準

手当を受けるには、**A**から**E**のいずれかに該当していることが必要です。

**A** 表2の障害が、2つ以上あること

表2

<p>① 次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 両眼の視力が、それぞれ0.03以下のもの</li><li>• 一方の眼の視力が0.04、他方の眼の視力が手動弁以下（※）のもの</li><li>• ゴールドマン型視野計の測定の結果、両眼のI/4（1の4）視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2（1の2）視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</li><li>• 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</li></ul> <p>② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</p> <p>③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を欠くもの又は両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するものを含む。）</p> <p>④ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>⑤ 体幹の機能の障害により座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が①から⑤までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>⑦ 精神の障がいであって、①から⑥までと同程度以上と認められる程度のもの</p>
--

※「手動弁以下」とは、「手動弁（眼前に提示した手のひらを上下左右に動かし、動きの方向を弁別する能力）」、「光覚弁（フラッシュライトの光を眼に送って明暗を識別する能力）」及び「全盲（光覚弁がない状態。視力0）」をいいます。

**B** 表2の障害が1つと、表3の障害が2つ以上あること（表2の障害と表3の障害は別の障害であることが必要です。）

表3

<p>① 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は一方の眼の視力が0.08、他方の眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>③ 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの</p> <p>④ そしゃく機能を失ったもの</p> <p>⑤ 音声又は言語機能を失ったもの</p> <p>⑥ 両上肢の親指及び人さし指の機能を全廃したもの又は両上肢の親指及び人さし指を欠くもの</p> <p>⑦ 1上肢の機能に著しい障害を有するもの又は1上肢の全ての指を欠くもの若しくは1上肢の全ての指の機能を全廃したもの</p>
--

- ⑧ 1 下肢の機能を全廃したもの又は1 下肢を大腿の2分の1 以上で欠くもの
- ⑨ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- ⑩ ①から⑨までに掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期に渡る安静を必要とする症状が①から⑨までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- ⑪ 精神の障害であって、①から⑩までと同程度以上と認められる程度のもの

☐ C 表2の③、④、⑤のいずれか1つの障害を有し、かつ日常生活動作に著しい不自由があること（次の日常生活動作評価表の点数の合計が10点以上）

日常生活動作評価表

動作	ひとりでできる場合	ひとりでできてもうまくできない場合	ひとりでは全くできない場合	得点
タオルを絞る（水をきれい程度）	0点	1点	2点	
座る（正座、横すわり、あぐら、脚なげだしの姿勢を持続する）	0点	1点	2点	
立ち上がる	0点	1点	2点	
片足で立つ	0点	1点	2点	
階段の昇降	0点	1点	2点	
動作	5秒以内にできる場合	10秒以内に行える場合	10秒ではできない場合	得点
とじひもを結ぶ	0点	1点	2点	
動作	30秒以内に行える場合	1分以内に行える場合	1分ではできない場合	得点
かぶりシャツを着て脱ぐ	0点	1点	2点	
ワイシャツのボタンをとめる	0点	1点	2点	
合計				

☐ D 重度の内部障害（※1）又はその他の長期に渡る安静を必要とする疾患（※2）を有し、かつ絶対安静が必要なこと（次の安静度表の1度に該当）

安静度表（日課時間表）

安静度		1	2	3	4	5
		絶対安静	終日横になっている	短時間離床してよいが主に横になっている	午前午後それぞれ安静時間をとる	午後安静時間をとる
午前	6:30	起床（室を明るくして片づけてもらう）	起床（同左）	起床（自分で身の回りを片づける）	起床（同左）	起床（同左）
	7:00	洗面（ねたまま）	洗面（同左）	洗面（洗面所で）	洗面（同左）	洗面（同左）

		拭いてもらう)		する)		
	7:30	朝食	同左	同左	同左	同左
	8:00	絶対安静(何も しないで静かに 寝ている)	静臥(読書30分 以内、ラジオ・テ レビ1時間以内)	静臥(読書1時間 以内、ラジオ・テ レビ可)	自由時間	自由時間
	9:00				静臥(読書、ラジ オ・テレビ可)	
	11:00			自由時間	自由時間	
午 後	12:00	昼食	同左	同左	同左	同左
	12:30	絶対安静(何も しないで静かに 寝ている)	静臥(ラジオ可)	自由時間	自由時間	自由時間
	1:00		絶対安静(何も しないで静かに 寝ている)	絶対安静(同 左)	絶対安静(同 左)	絶対安静(同 左)
	3:00		静臥(読書、ラジ オ・テレビ合わせ て1時間以内)	静臥(読書、ラジ オ・テレビ可)	自由時間	自由時間
	5:00	夕食	同左	同左	同左	同左
	5:30	絶対安静(何も しないで静かに 寝ている)	静臥(ラジオ・テ レビ合わせて1 時間以内)	自由時間	自由時間	自由時間
	6:00			静臥(ラジオ・テ レビ可)		
	8:00	就寝	就寝			
	8:30			就寝		
	9:00				就寝	就寝

※1 「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準(昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知。以下「認定基準」といいます。)」第二-4を参照してください。

※2 「認定基準」第二-5を参照してください。

**E** 重度の精神障害(※3)のため、日常生活能力に著しい障害のあること(次の日常生活能力判定表の点数が14点以上)

日常生活能力判定表

動作及び行動の種類	0点	1点	2点
1 食事	ひとりのできる	介助があればできる	できない
2 用便(月経)の始末	ひとりのできる	介助があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりのできる	介助があればできる	できない
4 簡単な買物	ひとりのできる	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る(交通事故)	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない
	小計	点	点
	合計		点

※3 「認定基準」第二-6を参照してください。

### 3 所得制限について

手当の申請者、その配偶者又は生計を共にする扶養義務者の前年の所得額が、下記の限度額を超えるときは、その年の8月分から翌年の7月分まで手当が支給されません。

なお、申請者（受給者）本人が、障害年金、遺族年金、障害児福祉手当等の公的年金等を受給しているときは、当該受給額は所得に算入されません。

<p>所得額の計算方法            年間収入額－必要経費（給与所得控除等）－諸控除額＝所得額            （給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合は、更に10万円を控除します。）</p>
---

#### 所得限度額表

扶養親族の数	申請者（受給者）本人	配偶者又は扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円

- ※1 申請者（受給者）本人に70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族があるときは、1人につき10万円を限度額に加算します。
- ※2 申請者（受給者）本人に16歳以上19歳未満の特定扶養親族があるときは、1人につき25万円を限度額に加算します。
- ※3 配偶者又は扶養義務者に、70歳以上の老人扶養親族があるときは、1人につき（老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円を限度額に加算します。

#### 諸控除額表

控除の種類	申請者（受給者）本人	配偶者 又は扶養義務者
雑損控除、医療費控除、配偶者特別控除、 小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額
社会保険料控除	相当額	8万円
障害者控除（本人）	—	27万円
障害者控除（扶養親族、扶養配偶者）	27万円	27万円
特別障害者控除（本人）	—	40万円
特別障害者控除（扶養親族、扶養配偶者）	40万円	40万円
勤労学生控除	27万円	27万円
寡婦控除	27万円	27万円
ひとり親控除	35万円	35万円

## 4 手当額及び支給方法

手当額 月額27,300円

原則、2月・5月・8月・11月に、前3か月分を届け出された口座に振り込みます。

## 5 申請に必要なもの

- ① 特別障害者手当認定請求書
- ② 特別障害者手当所得状況届
- ③ 所得調査に関する同意書
- ④ 特別障害者認定診断書（障害種別より異なります。）
- ⑤ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ。）
- ⑥ マイナンバーのわかる書類（申請者、配偶者、扶養義務者のもの。）
- ⑦ 印鑑
- ⑧ 申請者名義の預金（貯金）通帳

※①から④の書類は、福祉総合相談室の窓口でお渡しします。

※このほかに、提出が必要となる書類が発生する場合があります。その際は、個別にご案内いたします。

※診断書の作成に係る費用は、申請者の負担となります。

※認定診断書の様式は、「北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課」のウェブサイトからダウンロードすることができます。

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/a0003/b0003.html>)

## 6 申請先、お問合せ先

小樽市 福祉保険部 福祉総合相談室

障害福祉グループ（市役所本館1階①番窓口）

電話 0134-32-4111 内線 303 又は 444

FAX 0134-22-6915

※申請は、市役所窓口にお越しいただく必要があります。

※申請後は、書類審査、嘱託医による審査を経て、申請から2か月程度で審査結果をお知らせします。審査の結果、手当の対象外となる場合もありますので、ご了承ください。

※手当が認定されましたら、申請日の翌月分から支給が開始されます。

※認定基準は、小樽市福祉総合相談室のウェブサイトでも公開しています。

([https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020111200388/file\\_contents/fukusiteat\\_ekijunn.pdf](https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020111200388/file_contents/fukusiteat_ekijunn.pdf))